

日立市監査告示第3号

職員措置請求に基づく監査を実施したので、その結果を地方自治法第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年3月6日

日立市監査委員 橋 本 仁 一
同 吉 田 修 一

職員措置請求に基づく監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

令和 7 年 1 月 1 4 日

3 請求の要旨

日立市庁舎安全対策計画（以下「庁舎安全対策計画」という。）に基づく庁舎浸水対策等工事は、不必要であり、不当な公金の支出であるので、市長は、同事業に係る予算 1,291,568 千円（令和 6 年度から令和 8 年度までの継続費）の支出を取り止め、改めて、数沢川の暗渠を拡大させ、洪水発生源を確実に取り除く、抜本的な洪水浸水防止策を早急に実施するよう求める。

4 請求の理由

令和 5 年 9 月の台風 13 号の豪雨時には、日立市役所と周辺市街地で未曾有の洪水浸水災害に見舞われ、その復旧と的確な防災策が急務であり、小川春樹市長は、令和 6 年 9 月付けで庁舎安全対策計画を発表した。しかし、この計画には、不必要であり、不当な公金の無駄遣いの重大な不備・欠陥が認められるので、これを抜本的な洪水浸水対策に是正する。

- (1) 河川改修後の 168 mm/hr（国が定める 153 mm/hr の国内最大級の豪雨による浸水リスクに加え、今後の気候変動を考慮して平均気温が約 2℃上昇した場合の関東地方の降雨量変化倍率 1.1 倍を想定）降雨時のシミュレーションの結果、市庁舎周辺及び国道交差点付近の最大浸水深さは 0.8m となり、甚大な洪水災害の危険性が示唆された。巨費を掛けて市庁舎の周囲を最大高さ 1.0m の止水壁で取り囲むだけで、市街地への甚大な洪水災害を放置するのは、あまりにも無責任でつたない防災策である。暗渠の流下能力拡大により洪水発生源を取り除く

抜本的な洪水防止策を真っ先に実施して、「不必要な市庁舎止水壁取り囲み」の約 12.9 億円の無駄遣いを省くべきである。

- (2) 具体的には、幅 4 m・高さ 3 m の暗渠を現有の暗渠に沿って増設すれば、流下能力が $90 \text{ m}^3/\text{s}$ 増加し、その際、現有の暗渠の出口位置を約 4 m 低くすると、流下能力が現在の $100 \text{ m}^3/\text{s}$ から $120 \text{ m}^3/\text{s}$ に増大するので、これらを合わせると暗渠の流下能力は $210 \text{ m}^3/\text{s}$ ($90 \text{ m}^3/\text{s} + 120 \text{ m}^3/\text{s}$) となり、168 mm/hr 降雨時の想定最大流量である $201 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上となり、暗渠上流部の洪水発生危険性が回避できるとともに、暗渠出口付近の住宅に対する出口噴流による洪水災害の危険性も解消できる。
- (3) 庁舎安全対策計画は、洪水発生原因を意図的に隠蔽し、洪水ありきの条件のもと、不必要であり、不当な「市庁舎止水壁取り囲み計画」の無駄遣いを推進していると言わざるを得ず、いずれは「暗渠拡大による流下能力改修で抜本的な洪水対策」を実施しなければならない。

5 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条に規定する法定要件を備えているか、監査委員が審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、令和 7 年 1 月 14 日付けで、請求を受理することを決定した。

第 2 監査の実施

1 監査の対象及び方法

請求の内容から、庁舎浸水対策等工事が不当かどうかを主眼に、監査対象部課から提出された関係書類及び事情聴取などにより、監査を実施した。

2 監査対象事項

本件請求において摘示された、庁舎安全対策計画に基づく庁舎浸水対策等工事に関する事務を、監査対象事項とした。

3 監査対象部課

総務部総務課

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定に基づき、令和7年1月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から請求の内容に関する補足説明を受けた。

5 事実関係の確認

関係書類の調査及び対象部課の関係職員からの事情聴取等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 庁舎浸水対策等工事の概要について

河川の溢水対策、建物の止水対策等のハード対策として、河川と庁舎を一体的に捉えた庁舎安全対策等工事

ア 河川合流部の改修

(ア) 数沢川・平沢川の合流部の形状をT字形からY字形に改修し、水流の衝突による水位の上昇を抑える。

(イ) 落差工を合流後の位置から各河川の上流側の位置に変更し、河床を掘り下げ、水位上昇に対応する護岸高さを確保する。

イ 二線堤（河川の外側に築造する堤防）及び導流堤（溢水した水の流れを誘導する堤防）の整備

(ア) 数沢川の東側の護岸に沿って高さ1.5mの二線堤を整備する。

(イ) 堤防により、河川から溢水した水が庁舎に向かわないようにするとともに、漂流物の流出を防ぐ。

(ウ) 庁舎西側の浸水を低減するため、二線堤の延長線上と庁舎側に導流堤を整備する。

(エ) 導流堤は、来庁車両の視認性を確保するため、高さ1.3mの鉄筋コンクリート壁（一部アクリル止水パネル）とする。

ウ 庁舎外周の止水壁等整備

庁舎外周の水防ライン（庁舎内への浸水を防止する境界線）上に止水壁等を整備し、庁舎1階及び地下階への浸水を防ぐ。また、水防ラインと平行する免震グレーチング（※）を閉塞し、雨水の流入を

防ぐ。

※免震グレーチング：免震構造の建物と建物外周（地面）の隙間を塞ぐ格子状の蓋

(ア) 庁舎西側外周部

- ・庁舎西側外周部は、168 mm/hr の降雨時における想定浸水深(0.6 m) に、余裕高を加えた高さ 0.8mの止水壁を整備する。止水壁は、執務環境や景観に配慮して、アクリル止水パネル（透明アクリル板の止水壁）とし、車両などの漂流物から止水壁を守るためボラード（車止め）を整備する。
- ・西側出入口（2か所）には、日常の利用に配慮し、浸水する水の浮力により自動で起立する浮力起伏式の止水壁を整備する。
- ・庁舎への浸水経路となった地下進入路出入口には、浮力起伏式と、手動で開閉するスイング式の二重の止水壁を整備し、庁舎への浸水リスクを低減する。

(イ) 庁舎北側外周部

- ・庁舎北側外周部は、168 mm/hr の降雨時における想定浸水深(0.8 m) に、余裕高を加えた高さ 1.0mの止水壁を整備する。止水壁は、庁舎西側外周部と同様に、アクリル止水パネルとする。
- ・車寄せ部分は、日常の利用やバリアフリーに配慮して、高さ 1.0 mの脱着式止水板を整備する。
- ・車両などの漂流物から止水壁を守るためボラード（車止め）を整備する。

(ウ) 庁舎南側外周部

- ・出入口（1か所）には、168 mm/hr の降雨時における想定浸水深（0.3m）に余裕高を加えた高さ 0.5mの脱着式止水板を整備する。
- ・地下進入路の外周には、止水化と転落防止のため、高さ 1.1mの鉄筋コンクリート製止水壁及び高さ 0.8mのアルミパネル止水壁を整備する。
- ・なお、地下進入路の上屋（屋根・壁）の整備に併せて止水壁の整備内容を見直す。

エ 庁舎地下階の止水化対策

庁舎外周の止水壁等整備を実施したにもかかわらず、対策が有効に機能しなかった場合や、河川の流域における大規模な土砂崩れなどの想定外の事象に備えて、以下の対策を行う。

(ア) 地下1階機械室の止水化対策

地下進入路出入口からの流入による浸水を防止するため、次の止水化対策を行う。

- ・電気配線を止水壁で囲い、配線の隙間からの浸水を防ぐ。
- ・床下点検口の隙間を埋めて止水化する。
- ・地下駐車場内の扉の隙間を埋めて止水化する。

(イ) 地下1階機械室（掘り込み床）の止水化対策

- ・掘り込み床部分（3か所）に緊急排水ポンプを整備する。
- ・浸水状況を把握するため監視カメラを整備する。
- ・掘り込み床部分の床面及び壁面の防水対策を行う。

(ウ) 免震層の止水化対策

免震グレーチング未閉塞部（東側）からの流入による浸水を防止するため、次の止水化対策を行う。

- ・免震オイルダンパーを止水壁で囲う。
- ・排水ポンプの制御盤を高所に移設する。
- ・浸水状況を把握するため監視カメラを整備する。

(2) 庁舎浸水対策等工事の方針決定における一連の事務手続について

ア 令和5年9月に発生した豪雨災害からの本格復旧に向けた取組を着実に推進していくため「日立市災害復旧基本計画」（以下「災害復旧基本計画」という。）が令和6年3月に策定され、その一環として、市役所庁舎の復旧及び各種浸水対策に係る個別計画として、庁舎安全対策計画を令和6年9月に策定した。

イ 庁舎安全対策計画の策定に当たっては、浸水原因の分析、対策工事の妥当性について、第三者の客観的な評価が不可欠であったことから、各技術分野（浸水対策・河川・建築・建築設備・災害対策）の第一線で活躍されている有識者で構成した「日立市本庁舎浸水対策に関する在り方検討ワーキング」（以下「ワーキング」という。）において、安全性の検討を行った。

ウ ワーキングの検討過程や庁舎安全対策計画の策定については、議会へ報告した後に市ホームページで公表するとともに、報道機関に周知し、メディアを通じた報道を働きかけて、市民の理解につながるよう努めた。最終的にはパブリックコメントを実施し、広く市民に意見を求めながら進めてきた。

エ 事務手続の経緯

(ア) 令和6年2月

市議会総務産業委員協議会において、ワーキングの設置について報告。その後、第1回ワーキングを開催し、庁舎の浸水被害状況を確認するとともに、浸水対策に関する課題・対策の検討方針について協議した。なお、ワーキング開会の状況（議論に入る前段まで）を報道機関に公開した。

(イ) 令和6年3月

市議会総務産業委員協議会において、第1回ワーキングの結果を報告し、市ホームページに公表するとともに、報道機関に周知した。

(ウ) 令和6年3月

台風13号に伴う災害からの復旧に向けた取組を促進するために設置された、日立市災害復旧推進会議において「災害復旧基本計画（案）」が了承された。その後、市議会全員協議会に報告した上で、市ホームページに公表した。

※「庁舎安全対策計画」が「災害復旧基本計画」の個別計画に位置付けられた。

(エ) 令和6年4月

第2回ワーキングを開催し、氾濫シミュレーションを用いて、河川改修等の対策案、庁舎浸水対策に係るハード整備案、電源設備復旧案について検討し、河川合流部の改修方針が了承された。

(オ) 令和6年5月

市議会総務産業委員協議会及び環境建設委員協議会において、「ワーキングの中間報告について」を報告し、市ホームページに公表するとともに、報道機関に周知した。

(カ) 同月末に第3回ワーキングを開催し、庁舎の浸水対策に関する

ハード整備案の取りまとめ、庁舎業務継続計画（浸水対策編）の策定方針案、庁舎安全対策計画（骨子案）について検討した。

(キ) 令和 6 年 7 月

第 4 回ワーキングを開催し、電源設備の復旧案、庁舎安全対策計画（素案）について検討した。同月末に市議会総務産業委員協議会及び環境建設委員協議会において、庁舎安全対策計画（素案）、パブリックコメントの実施について報告するとともに、市議会教育福祉委員会の委員に説明した。さらに、報道機関に対して記者会見を行い、メディアを通じた報道を働きかけて、市民の理解につながるよう努めた。

(ク) 令和 6 年 8 月 5 日から 8 月 15 日まで

パブリックコメントを実施した。

(ケ) 令和 6 年 8 月

市議会総務産業委員協議会及び環境建設委員協議会において、庁舎安全対策計画（案）及びパブリックコメントの結果について報告するとともに、市議会教育福祉委員会の委員に説明の上、市ホームページに公表した。

(コ) 令和 6 年 9 月

庁舎安全対策計画を策定した後に、市議会全員協議会において報告するとともに、市ホームページに公表した。さらに、市が共催した大規模イベントや日立市コミュニティ推進協議会会長会議において、庁舎安全対策計画を周知した。

(サ) 令和 6 年 10 月

10 月 5 日号市報で、庁舎安全対策計画の概要をまとめた折り込みチラシを配布し、市民への周知を図った。

(3) 庁舎安全対策計画において暗渠の拡大・増設ではなく、庁舎浸水対策等工事を選択するに至った理由及びその経緯について

ア 理由

(ア) 一般的に、河川の改修を計画する際は、上下流では下流域に、

本支川では本川に水害リスクが高まることを十分に考慮することが基本である。

- (イ) 本件の場合、庁舎敷地を流れる暗渠を拡大・増設することで、暗渠の出口より下流や本川である宮田川の水害リスクを高めるおそれがある。
- (ウ) これらを踏まえ、庁舎安全対策計画では、河川は河川技術基準に準拠した従来どおりの整備規模のままとしながらも、合流部の改修を行うことで、河川の治水安全度を向上させる対策を講ずるものとした。
- (エ) 一方で、庁舎の対策は最悪のシナリオとして水防法が規定する、発生確率が1000年に1回程度の極めて稀な大雨（想定最大規模降雨 153mm/hr）に、気候変動の影響を考慮して10%割増した168mm/hrにおいても、庁舎機能を維持し、防災拠点としての機能を継続する対策を講ずるものとした。
- (オ) このように、庁舎安全対策計画では、河川に関しては、下流域等の水害リスクを高めることのないように配慮し、河川技術基準に準拠した従来どおりの整備規模で川の水を円滑に流す対策とした。一方で、庁舎に関しては、最悪のシナリオとなる168mm/hrにおいても防災拠点機能を継続できる対策とし、庁舎と河川、各々の最適な対策を組み合わせた安全対策に取り組むこととしたため、下流域に対し水害リスクを高めるおそれがある暗渠の拡大・増設を選択しなかった。
- (カ) これらの対策によって、令和5年9月に発生した台風13号に伴う豪雨と同規模の降雨（本市の既往最大降雨）時には、庁舎周辺地域の浸水被害が軽減される等、一定の効果があることを氾濫シミュレーションで確認することができた。
- (キ) さらに、河川の治水安全度を高める対策として、数沢川及び平沢川の上流域に調節池を整備する等の長中期的対策を、令和6年度内に策定予定の「日立市流域治水計画」にも位置付け、流域全体の被害軽減を図る取組としている。

イ 経緯

ワーキングの検討過程においては、国土交通省が示す「流

域治水」の考え方を念頭に、対策に関する議論を重ね、庁舎安全対策計画の策定においても「流域治水」の考え方を踏まえた内容とした。

第3 監査によって確認した事実

1 庁舎安全対策計画の策定

- (1) 台風13号の影響による未曾有の災害を機にあらゆる災害に強いまちづくりを目指すため、日立市では、令和6年3月に災害復旧基本計画が策定され、各分野において本格復旧に向けた取組が進められた。その一環として、市役所庁舎の復旧に係る個別計画として、いかなる災害時においても、災害対策本部を始めとする災害対策活動を実施し、市民生活に不可欠な行政機能を継続できるよう、防災拠点としての機能強化を目的とする庁舎安全対策計画が同年9月に策定された。
- (2) 当該計画の策定に当たっては、浸水対策、河川、建築などの各技術分野における有識者によるワーキングが設置された。ワーキングでは、浸水状況や浸水原因の分析、対策工事の妥当性について第三者による客観的な評価が行われ、氾濫シミュレーションによる解析手法を用いて対策の効果が検証されるとともに、災害時の業務の継続性、周辺地区との関係性、社会情勢の変化や財政状況、費用対効果を踏まえた慎重な検討が進められた。

2 庁舎浸水対策等工事に係る予算の概要及び成立過程等

- (1) 本庁舎安全対策事業費 予算額1,291,568千円
(令和6年度から令和8年度までの継続費)

ア 概要

庁舎浸水対策等工事に係る予算1,291,568千円は、本庁舎浸水対策工事に係る工事費及び工事監理業務の委託料である。なお、河川に関連する工事費については、令和7年度以降に計上する予定である。工事の内容は、以下のとおりである。

- (ア) 庁舎外周の止水壁等整備
- (イ) 地下1階機械室の止水化対策

電気配線用止水壁、床下点検口の止水化、地下駐車場扉の止水化

(ウ) 地下1階機械室（掘り込み床）の止水化対策

緊急排水ポンプの整備、監視カメラの整備、掘り込み床部の防水対策

(エ) 免震層の止水化対策

免震オイルダンパー用止水壁、排水ポンプ制御盤の高所移設、監視カメラの整備

イ 成立過程

令和6年第4回市議会定例会において、令和6年度分の工事費、委託料の予算及び令和6年度から令和8年度までの継続費が承認された。

ウ 執行状況（令和6年12月末現在）

工事の一部について入札手続を進めている状況である。

第4 判断

請求人の証拠の提出及び陳述並びに関係書類の調査及び対象部課の関係職員からの事情聴取等により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

そもそも、庁舎安全対策計画に基づく庁舎浸水対策等工事に係る方針については、非財務会計行為であることから、直接には、住民監査請求の対象とはなり得ない。

本件請求において、請求人は、「事業に係る予算1,291,568千円（令和6年度から令和8年度までの継続費）の支出」（財務会計行為）そのものに不当な点があることを主張しているのではなく、支出に先行する行為（先行行為）としての庁舎浸水対策等工事に係る方針（非財務会計行為）が不当であると主張しているものと解される。

その上で、請求人の主張は、先行行為が、不必要であり、不当であることを理由とし、先行行為に基づく支出も包括的に不当なものになるとして、市に対し、支出の取り止めを求めているものと解し、先行行為である庁舎浸水対策等工事に係る方針について、不当な点の有無

を確認することで、財務会計行為である工事に係る予算の支出が不当となり得るか判断することとする。なお、判断については、請求人が主張する庁舎安全対策計画に基づく庁舎浸水対策等工事に係る方針が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から、看過し得ない程度の不当性が存在するか否かについて検討する。

さらに、請求人は、改めて洪水発生元凶である数沢川の暗渠を拡大させ、洪水発生源を確実に取り除く抜本的な洪水浸水防止策を早急に実施するよう求めているが、これは、非財務会計行為（庁舎安全対策計画に基づく庁舎浸水対策等工事に係る方針）の不当を理由として、当該非財務会計行為を改めて実施することを主張していると解されることから、住民監査請求の対象とはなり得ない。

1 判断の理由

- (1) 前記第2-5-(1)及び(3)のとおり、市が、暗渠の拡大等により排水能力を上げ、庁舎敷地で溢水させずに全てを流すことは、庁舎及び周辺市街地の浸水を軽減するための河川改修が、河川下流域での水害リスクを高める結果となることから、適切に水の流れを管理し、対策をしっかりと行うことで、市民の安全を守りつつ、災害時の防災拠点である庁舎施設の機能を最大限に維持するとの趣旨から、庁舎浸水対策等工事を選択するに至った点において、著しく合理性を欠くとは言えない。
- (2) また、前記第2-5-(2)及び第3-1のとおり、市は、庁舎浸水対策等工事を含む庁舎安全対策計画の策定に当たっては、浸水対策、河川、建築などの各技術分野における有識者によるワーキングを設置し、市庁舎が浸水した要因を分析し、本庁舎浸水対策の目標や方向性を整理し、対策の実施効果を踏まえた具体的な浸水対策計画について議論し、市庁舎と周辺市街地への洪水浸水対策を含め、庁舎敷地での溢水時においても、市庁舎の機能を維持し、市民生活に不可欠な行政機能を継続するため、周辺地区との関係性や費用対効果等を踏まえ検討し、総合的に判断したものであり、その策定は、市長の独断的な判断で行われたものではなく、民主的な手続を経て進めら

れており、社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、看過し得ない程度の不当性があるとは認められない。

- (3) さらに、庁舎浸水対策等工事に係る予算1,291,568千円（令和6年度から令和8年度までの継続費）の概要及び成立過程等についても、前記第3－2のとおり、当該財務会計行為自体の違法又は不当性については、何ら摘示するところは認められない。
- (4) よって、請求人が請求の理由としていると解される事項に不当な点は認められず、これに係る請求人の主張には理由がない。

2 結論

以上のことから、下記のとおり判断する。

- (1) 庁舎安全対策計画に基づく庁舎浸水対策等工事に係る予算1,291,568千円（令和6年度から令和8年度までの継続費）の支出の差し止めを求める請求については、請求人の主張に理由がなく、これを棄却する。
- (2) 改めて、洪水発生の元凶である数沢川の暗渠を拡大させ、洪水発生源を確実に取り除く抜本的な洪水浸水防止策を早急に実施するよう求める請求については、自治法第242条に定める要件を具備しておらず、住民監査請求の対象となり得ないため、これを却下する。

以 上